糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務　質疑応答

	参加表明書に関する質問（令和8年9月18日(金)～10月2日(金)）
●	企画提案書に関する質問（令和8年10月15日(木)～10月21日(水)）

質問日	質問内容	回答
R8.10.20	特別な支援を必要とする児童に対する加配職員の人件費について、仕様書では6頁に負担については、町と指定管理者が協議のうえ決定するとありますが、質問回答書に加配の費用は指定管理料に含まれるとありました。どちらになりますでしょうか？	特別な支援を要する児童に対する加配に係る費用は、指定管理料に含まれます（R8.10.5 質疑応答より）。
R8.10.20	長期休暇時の支援単位について、質問回答に2～3クラスで運用しているとの記載がありましたが、今回の見積りでは4クラスでの試算で問題ないでしょうか？	今回の見積もりでは、年間を通じて4クラスでの試算をお願いします。
R8.10.20	企画提案書等の提出のうち、【B、指定管理者の指定の申込みに係るもの】の⑨の一部及び⑩⑪⑫につきましては、参加表明書②③⑤⑥、【A、企画提案に係るもの】②④と重複するものとして省略が可能でしょうか？	可能です。具体的には、下記の該当を見込んでおります。 B⑨_登記事項証明書 → 参加表明書② B⑨_身分証明書 → 参加表明書② B⑨_国税・地方税の納税証明書 → 参加表明書⑥ B⑩ → A②　　B⑪ → A④・⑤ B⑫_前年度収支計算書・貸借対照表・財産目録 → 参加表明書③ B⑫_団体役員名簿等 → 参加表明書⑤
R8.10.21	利用料については、指定管理者にて徴して、指定管理者の収入としていいものと理解してよいでしょうか。傷害保険料についても同様と理解してよいものでしょうか。また、利用者事由により未収となった場合、指定管理者の収入減となるのか否かについてご教示ください。	利用料は指定管理者が徴収し、その収入としてください。ただし、徴収した利用料は指定管理料から差し引いて請求いただくこととしています。傷害保険料についても指定管理者の収入としてよいです。利用者から実費負担分として徴収してください。 利用者事由による未収分は指定管理者の利用料収入の減となりますが、前述のとおり利用料は指定管理料から差し引いて請求いただくこととしておりますので、「利用料収入＋指定管理料収入」の合計は変わらないこととなります。
R8.10.21	平日及び、長期休暇時の平日夕方の保育につきまして、児童の帰宅により、利用人数が減ってきた場合、支援の単位を減らして合同保育を行うなどの運用がありましたらご教示ください。	児童の帰宅により利用人数が減少した際は、状況に応じて部屋数（支援単位）を減らす運用は行っております。
R8.10.21	直近の平日、土曜日、長期休暇の平均利用児童数及び最大利用児童数をご教示ください。	令和8年度利用状況は下記のとおりです。 【平均利用児童数】 平日：75人、土曜日：18人、夏休み：65人 【最大利用児童数】 平日：85人、土曜日：22人、夏休み：70人
R8.10.21	放課後児童支援員資格の保有者数についてご教示ください。また、現在の放課後児童クラブの運営において、会計年度職員の中から「主任支援員」の配置はございますでしょうか。	放課後児童支援員の資格保有者は9人です。 また、現在の運営において、会計年度任用職員での主任支援員は0人です。

糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務　質疑応答

	参加表明書に関する質問（令和8年9月18日(金)～10月2日(金)）
●	企画提案書に関する質問（令和8年10月15日(木)～10月21日(水)）

質問日	質問内容	回答
R8.10.21	複合機・プリンター・パソコン・Wi-Fi等を設置されている場合、運営事業者変更後も使用できるものがあればご教示ください。	複合機、Wi-Fi機器（ルータ、中継器など）は現在設置されているものが利用可能です（通信料は指定管理料から要支出）。 そのほか、テレビ／机／椅子／棚・ロッカー／空気清浄機／冷蔵庫／などが引き続き利用いただけます。
R8.10.21	年間で固定して実施している取り組みや、イベント、研修等があればご教示ください。	固定・定期開催しているイベント等の概要は下記のとおりです。 【夏休み（7～8月）】 ・読み聞かせ（2回。 読み聞かせボランティア団体が実施） ・人権学習（人権擁護委員が実施） ・折り紙教室（人材バンクが実施） ・工作（支援員、補助員が実施） 【冬休み（12～1月）】 ・工作（支援員、補助員が実施） 【通年】 ・誕生日会（毎月1回開催）
R8.10.21	（評価基準表）日常活動・季節行事について、子どもの情緒の安定を図ることを目的として、既存の活動をできる限り引き継ぎたいと考えております。現在の活動・行事の内容、開催月をご教示ください。	
R8.10.21	（評価基準表）地元事業者や団体などとの協力体制構築について、既存の連携先をご教示ください。	放課後児童健全育成事業に携わっている団体としては、おはなしの泌泉（読み聞かせ）、人材バンク（折り紙教室）、糸田町社会福祉協議会（福祉教室）などがありますが、連絡先についてはこの場での回答を差し控えさせていただきます。
R8.10.21	（評価基準表）自主事業等の実施にあたり報告や内容等の取り決めがございましたらご教示ください。	現時点で、特段の取り決めはありません。
R8.10.21	見積内訳書及び収支計画書に記載する利用料収入につきまして、積算に用いる想定児童数は町が想定する人数がありますでしょうか。	5月1日時点の登録児童数は、R7年度：105人、R8年度：98人でしたので、事務局としては90～100人程度の登録人数を想定しております。なお、現在の放課後児童クラブの定員は120人ですので、この人数を超えない範囲で事業内容の検討をお願いします。
R8.10.21	現在在籍している特別な支援を必要とする児童数及び加配職員配置状況をご教示ください。	令和8年5月1日時点での特別な支援を必要とする児童数は、13人です。また、加配職員の配置状況は、看護師1人、保育士2人、教員免許保有者1人です。看護師は週2回、保育士と教員免許保有者はローテーションで勤務しています。

糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務　質疑応答

	参加表明書に関する質問（令和8年9月18日(金)～10月2日(金)）
●	企画提案書に関する質問（令和8年10月15日(木)～10月21日(水)）

質問日	質問内容	回答
R8.10.21	最初の質問期間にて一部ご回答いただいておりますが、過去3か年の光熱水費（灯油代含む）、電話料（固定電話・携帯電話）、インターネット利用料の実績額をご教示ください。	令和5～6年度は放課後児童クラブ建替えのため、小学校の空き教室を活用して運営していました。放課後児童クラブ分の実績のみを算出しがたいため、過去3ヶ年分の実績をお示しすることはできません。 ※参考として、下記に令和7年度の実績額を再掲させていただきます。 【令和7年度実績】 光熱水費：797,147円 通信費：180,836円 （内訳 固定電話代 86,581円、回線工事 36,080円、携帯電話代 34,858円、プロバイダ料 23,317円）
R8.10.21	業務用エアコンの台数及び過去に実施したクリーニング費用実績をご教示ください。(旧施設の台数および実績で構いません)	業務用エアコンの数は、全部で10（教室関係×9、廊下×1）です。なお、クリーニングは職員で実施していたため、費用実績はありません。
R8.10.21	（実施要領）「（２）企画提案書等の提出」【B.指定管理者の指定の申込みに係るもの】に記載の 「⑩管理を行う公の施設の事業計画書」について、事業計画書に記載する必要のある事項をご教示ください。	事業計画書の記載項目の詳細が定められているわけではありませんが、下記またはそれに準ずる内容の記載をお願いします。 ・管理運営方針や団体の理念 ・平等な利用の確保 ・事業計画内容、サービス向上等に関する取組（施設の利用促進、要望・苦情等への対応、実施計画の妥当性・実現性　など） ・管理運営体制、研修計画（研修体制） ・業務実績、経営状況 ・安全対策（危機管理体制、個人情報管理など） ・人員体制、職員の労働福祉状況 ・その他、特記事項等
R8.10.21	（実施要領）「（２）企画提案書等の提出」【B.指定管理者の指定の申込みに係るもの】に記載の「 ⑪管理に係る収支計画書」について、糸田町放課後児童クラブの指定管理に係る収支計画書を指すものと理解しておりますが、別途提出を求められている【A.企画提案に係るもの】④見積書とは別の書類として作成・提出する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。もしくは、重複しているものとして省略可能でしょうか。	重複するものとして省略可能です。
R8.10.21	（実施要領）「（２）企画提案書等の提出」【B.指定管理者の指定の申込みに係るもの】に記載の「組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類」は、会社概要を記載した組織パンフレットで代替可能でしょうか。	会社概要が記載された組織パンフレットで代替可能です。

糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務　質疑応答

	参加表明書に関する質問（令和8年9月18日(金)～10月2日(金)）
●	企画提案書に関する質問（令和8年10月15日(木)～10月21日(水)）

質問日	質問内容	回答
R8.10.21	（実施要領）プレゼンテーションに参加する人数に定めはございますでしょうか。	プレゼンテーション参加者（説明者）は、実務担当予定者の中から3名以内とします。 なお、プレゼンテーションに係る詳細につきましては、参加予定者にのみ個別案内する予定です。
R8.10.21	現在使用されている固定電話回線及び電話番号は、引き続き使用することが可能でしょうか。 また固定電話を廃止し、携帯電話を保護者等からの連絡先（代表番号）として運用することは可能でしょうか。	固定電話回線および電話番号は引き続き使用可能です。また、固定電話を廃止し、携帯電話を代表番号として運用することも可能です。
R8.10.21	（実施要領）「（２）企画提案書等の提出」【B.指定管理者の指定の申込みに係るもの】に記載の下記書類につきまして、参加表明書提出時にご提出していますが、改めて必要になりますでしょうか。もしくは重複しているものとして省略可能でしょうか。 ・「⑨次にあげるもののうち、該当するもの」に記載の「法人に当たっては、当該法人の登記事項証明書」と「国税及び地方税の納税証明書」 ・「⑫次に掲げる当該団体の経営状況を証明する書類のうち、該当するもの」に記載の「前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類」「前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類」「団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書」「団体の役員名簿」	重複するものとして省略可能です。具体的には、下記の該当を見込んでおります。 B⑨_登記事項証明書 → 参加表明書② B⑨_身分証明書 → 参加表明書② B⑨_国税・地方税の納税証明書 → 参加表明書⑥ B⑩ → A②　　B⑪ → A④・⑤ B⑫_前年度収支計算書・貸借対照表・財産目録 → 参加表明書③ B⑫_団体役員名簿等 → 参加表明書⑤ ※前述の回答を再掲しております。
R8.10.21	(実施要領)【B.指定管理者の指定の申込みに係るもの】「⑨次にあげるもののうち、該当するもの」に記載の、様式第５号「指定管理者の募集に係る申し込みに関する申立書」については、申立がある場合に提出するものでしょうか。もしくは全員提出するものでしょうか。	該当がある場合にのみ提出するものです。ただし、申立の内容に 『「地方自治法施行令の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者／指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法の規定に抵触することとなる者」のいずれにも該当しない』 というものが含まれていますので、提出がない場合は上記の事項に該当する者とみなされることになります。